

道の駅整備事業 募集要項等 新旧対照表

令和5年1月27日

<募集要項>

No.	頁	旧（修正前：令和4年12月6日公表）	新（修正後：令和5年1月27日公表）
1	20	<p>3.5 提案価格の上限</p> <p>本事業の提案価格の上限は、以下のとおりである。応募者は以下の価格を上限として提案すること。</p> <p>なお、昨今の物価上昇を考慮し、提案書受付（令和5年2月の約1カ月前に改めて提案価格の上限を公表する。</p> <p><u>1,684,886,800円（税込）</u></p> <p>（内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス対価 A-1 <u>（道路施設に係る設計及び工事監理業務費及び建設業務費）：466,613,400円（税込）</u> サービス対価 A-1に係る各年度の提案価格の上限は、以下のとおりとする。 > 令和5年度分（設計等業務費*相当額）：13,063,600円（税込） > 令和6年度分：453,549,800円（税込） ・サービス対価 A-2 <u>（地域振興施設に係る設計及び工事監理業務費及び建設業務費）：1,210,884,400円（税込）</u> サービス対価 A-2に係る各年度の提案価格の上限は、以下のとおりとする。 > 令和5年度分（設計等業務費*相当額）：52,709,800円（税込） > 令和6年度分：1,158,174,600円（税込） ・サービス対価 B（道路施設に係る維持管理・運営業務委託費）：7,389,000円（税込） 	<p>3.5 提案価格の上限</p> <p>本事業の提案価格の上限は、以下のとおりである。応募者は以下の価格を上限として提案すること。</p> <p>なお、昨今の物価上昇を考慮し、<u>令和5年1月27日に提案価格の上限を再公表した。</u></p> <p><u>1,721,185,700円（税込）</u></p> <p>（内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス対価 A-1 <u>（道路施設に係る設計及び工事監理業務費及び建設業務費）：475,656,500円（税込）</u> サービス対価 A-1に係る各年度の提案価格の上限は、以下のとおりとする。 > 令和5年度分（設計等業務費*相当額）：<u>13,240,700円（税込）</u> > 令和6年度分：<u>462,415,800円（税込）</u> ・サービス対価 A-2 <u>（地域振興施設に係る設計及び工事監理業務費及び建設業務費）：1,238,140,200円（税込）</u> サービス対価 A-2に係る各年度の提案価格の上限は、以下のとおりとする。 > 令和5年度分（設計等業務費*相当額）：<u>52,829,700円（税込）</u> > 令和6年度分：<u>1,185,310,500円（税込）</u> ・サービス対価 B（道路施設に係る維持管理・運営業務委託費）：7,389,000円（税込）

<要求水準書>

No.	頁	旧（修正前：令和4年12月6日公表）	新（修正後：令和5年1月27日公表）								
1	22	<p>3.3 地域振興施設（市部分）に関する要求水準 （略）</p> <p>（3）交流広場等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス乗降スペース</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大型バスの駐車場以外に乗車スペース及び降車スペースをそれぞれ設置すること。 バスの待合スペースを設置すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設	要求水準	バス乗降スペース	<ul style="list-style-type: none"> 大型バスの駐車場以外に乗車スペース及び降車スペースをそれぞれ設置すること。 バスの待合スペースを設置すること。 	<p>3.3 地域振興施設（市部分）に関する要求水準 （略）</p> <p>（3）交流広場等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス乗降スペース</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大型バスの駐車場以外に乗車スペース及び降車スペースをそれぞれ設置すること。 バスの待合スペースを設置すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設	要求水準	バス乗降スペース	<ul style="list-style-type: none"> 大型バスの駐車場以外に乗車スペース及び降車スペースをそれぞれ設置すること。 バスの待合スペースを設置すること。
施設	要求水準										
バス乗降スペース	<ul style="list-style-type: none"> 大型バスの駐車場以外に乗車スペース及び降車スペースをそれぞれ設置すること。 バスの待合スペースを設置すること。 										
施設	要求水準										
バス乗降スペース	<ul style="list-style-type: none"> 大型バスの駐車場以外に乗車スペース及び降車スペースをそれぞれ設置すること。 バスの待合スペースを設置すること。 										
2	23	<p>3.4 設備に関する要求水準 （略）</p> <p>2）受変電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路施設（県部分）及び地域振興施設（市部分）毎に電気に係る契約を締結すること。 	<p>3.4 設備に関する要求水準 （略）</p> <p>2）受変電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路施設（県部分）及び地域振興施設（市部分）毎にこの電気に係る契約を締結すること。 								